本部ニ於テ會員ヲ推薦スルモノトス

第二章　本部委員會ニ於テ三十名本部ノ代議員一名ヲ選ブモノトス

本部ノ代議員ハ組合ノ意思ヲ代表シ本部ノ決議ニ基キ各一名ヲ出ス

第二十一條　本部ハ會費ノ納入ヲ確ムル爲メ一定ノ期日ニ會費ノ納入ヲ督促スルモノトス

第二十二條　本部ハ組合ノ會計ヲ監査シ其結果ヲ組合ノ會計ニ報告スルモノトス

第二十三條　本部ハ會計監査委員ヲ選擧シ其細目ヲ定ムルモノトス

第二十四條　本部ハ組合員中ヨリ會計監査委員ヲ選擧シ其細目ヲ定ムルモノトス

第二十五條　本部ハ組合員中ヨリ會計監査委員ヲ選擧シ其細目ヲ定ムルモノトス

第二十六條　本部ハ組合員中ヨリ會計監査委員ヲ選擧シ其細目ヲ定ムルモノトス

第二十七條　各二名計監査委員　各十名計監査委員

直屬會員三十名以上ニ對シ一名、百名以上ニ付百名ヲ增ス毎ニ一名ヲ推薦スルコトヲ得

第廿四條　財政部理事及審査委員ハ何時ニテモ各支部ノ會議ヲ檢査スルコトヲ得

第廿五條　代議員ハ一支部ヲ以テ一選擧區トシ區內ノ組合員三十名毎ニ一名ヲ選出シ最後ノ端數二十名ニ達スル時ハ更ニ一名ヲ選出スルモノトス

第廿六條　本組合役員ノ任期ハ滿一ケ年トス毎年大會ニ於テ選擧ヲ行フ但シ再選ヲ妨ゲズ

第六章　財政

第廿一條　本組合支部ハ組合員三十名以上ヲ以テ組織スルモノトス

第廿二條　本組合支部規約ハ本部規約ニ反セザル範圍內ニ於テ定メ理事會ノ承認ヲ受クルモノトス